

原発審査揺らぐ基準

再稼働のよりどころを否定

関西電力大飯原発3、4号機（福井県）の設置許可を取り消した四日の大阪地裁判決。「審査すべきを審査していない」と原子力規制委員会の姿勢を厳しく批判した。政府が「世界一厳しい」と自負し、再稼働のよりどころとする新規制基準に基づき審査を強く否定。「二〇五〇年までに温室効果ガス排出量を半減ゼロにする」との目標に向け、原発の活用を掲げる政府や業界にも打撃となるのは必至だ。＝面参照

大飯 許可取り消し

■糾弾

「規制委が自ら作ったルールを無視した」とをばつかりと指摘した。意義は極めて大きい」。判決言い渡した後、大阪市内で開かれた記者会見で、原告側の弁護士は力を込め、全国の原発訴訟や再稼働に大きな影響を及ぼすと強調した。

判決が問題としたのは、

耐震設計の目安となる揺れ

（基準地震動）の策定過程で求める地震規模の算出方法。算出に用いる計算式の基となる過去の地震データには、平均値から外れた「ばらつき」がある。規制委が定めた審査官向けの資料でもばらつきを考慮するとの記載があるが、判決はそれを怠っていたとして「判断過程には看過しがたい過誤、欠陥がある」と糾弾した。

■謙虚

東京電力福島第一原発事故を教訓に、新基準は地震や津波への評価を厳格化した。「3・11を踏まえて謙虚になるべきだ」（規制委関係者）との考えから「影響はあるだろう」と頭



大飯原発3、4号機 関西電力がおい町に持つ加圧水型軽水炉。3号機は1991年、4号機は93年に営業運転を始めた。出力は各118万kwで、関西電力最大の。東京電力福島第一原発事故後に国内の全原発が停止する中、当時

の民主党政権が決めた暫定基準に基づき唯一再稼働した。2017年5月に新規制基準に基づく原子力規制委員会の審査に合格。3号機は今年7月、4号機は同11月に定期検査のため停止した。

政府の温暖化対策に影響

■巨費

「どこまで巨費を使えば安定稼働できるのか」。関西電力幹部は頭を抱えた。新基準対応にかかる工事費は、保有する美浜、高浜、大飯の三原発で計約一兆円に上る見込み。今年九月末まで既に計約八千億円を投じている。

過去には福井、大津両地裁で高浜原発の運転差し止めを命じられ、関西電力はその度に時間と努力、費用をかけてきた。司法判断で運転を止められるリスクについて、ある幹部は「誠実に向き合っていくべきだ」と言葉少なに語る。

「五〇年排出ゼロ」の政府目標も追い風に、福山弘志経済産業相は原発を積極的に活用する方針を掲げるが、経産省内で記者団の取材に「判決を精査してみないと分からない」と話すなど、足早に立ち去った。

電気事業連合会の関係者は「今までの判決と全く違う。規制委の求めに応じたが、審判役（規制委）が間違っていたと言われるところじゃないか」。審査への向き合い方を根本から見直さなければならぬのではないかと危機感を募らせた。



「歴史的な勝利」

大飯原発 許可取り消し

原告に歓喜広がる

原告に反対する住民たちの訴えが司法の壁を突き崩した。大阪地裁が四日、関西電力大飯原発3、4号機の設置許可を取り消した。八年半にわたり闘い続けてきた原告ら。「やった」「泣きそうやわ」。初めて勝ち得た成果に歓喜が広がった。一方、県内からは地元経済への影響や町の将来を心配する声も漏れた。●面参照

四日後三時すぎの大阪地裁前。関西電力大飯原発3、4号機を巡る訴訟の原告の一人で、反原発運動に取り組んできた住民団体「安全なふる里を大切にする会」代表の石地優さん(左)若狭町が「勝訴」と書かれた紙を集まった約百人の支援者に掲げ「私たちの主張が通りました」と声を上げた。支援者から

判決後に大阪市内で会見した弁護団長の冠木克彦弁護士は「全国で展開している原発訴訟に大きな影響を与えるだろう」と話した。武村三三夫弁護士は「裁判所は、国が作った規制基準を自ら無視したことを指摘した。他の原発訴訟にも大きな武器を与えた」と意義を語った。原告団共同代表の小山英之さん(右)大阪市は「八半年戦った成果。相手は控訴してくるのは間違いないので迎え撃つ準備をす」と語った。運転開始から四十年を超え、関電が来年一月以降の再稼働を目指す美浜原発3号機(美浜町)について「大飯と同じように地震の問題がありながら動かそうとしている。それを止めたい」と意気込んだ。共同代表のアイリーン・美緒子・スミスさん(左)京都市は「判決は市民や環境、経済を守る最後の警告かもしれない。新型コロナウイルス感染が拡大している中、原発事故が起こったら大変。原発を動かさないでほしい」と呼び掛けた。(数下千晶)

判断逆転 地元へ戸惑い

関西電力大飯原発3、4号機(おおい町)の設置許可を取り消した大阪地裁の判決。県内では、判決を喜ぶ声があった一方、立地自治体が安全性を判断するよりどころとしてきた原子力規制委員会の審査結果が誤りとされたことで、戸惑いも広がった。

おおい町の中塚寛町長は「原子力規制委の判断と司法の判断が逆転することには、国民や立地地域の住民が翻弄され、憂慮すべきだと考える」とコメントを出した。杉本達治知事は「当事者である国が責任を持って対応を」とコメントを発表した。

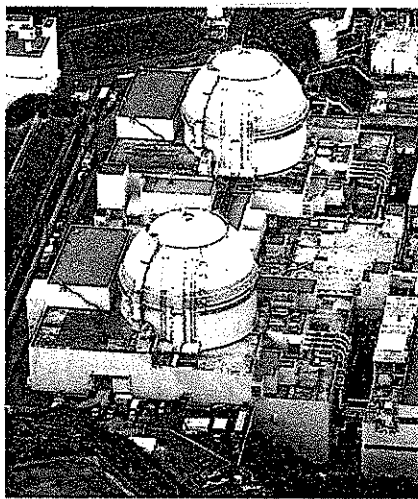


大阪地裁判決を受け、記者会見する(右から)冠木克彦弁護団長、原告団共同代表の小山英之さん、アイリーン・美緒子・スミスさん(4日夕、大阪府中央区で) (七森祐也撮影)

おおい町石山の住職宮崎慈空さん(左)は「当たり前前の判決でよかった。うれしい」と評価し、「関電は地震被害の想定が甘かった非を認め、原発に頼るシステムをやめるべきだ」と語った。一方、同町商工会の荒木和之会長(右)は「残念な判

安全基準 国が説明を

が大飯原発の運転差し止めを命じる判決を出し、一五、一六年には福井、大津地裁でそれぞれ高浜原発の運転差し止め仮処分決定が出るなどしたが、いずれも上級審や異議審で逆転や取り消しとなっていた。関電側は司法の認識はおおむね固まったと見ていただけに、今回の判決は衝撃となった。関電関係者の一人は「負けるとは想像していなかった」とこぼした。関電は四日「国と当社の主張を裁判所に理解いたたけず、極めて遺憾であり、到底承服できるものではない」とコメントを発表した。(今井智文、鈴村隆一)



関西電力大飯原発の4号機(手前)と3号機。4日午後4時13分、おおい町で、本社へ「あさひ」から(横井直紀撮影)

関電、当面は計画継続

関西電力大飯原発3、4号機(おおい町)の設置許可を取り消した大阪地裁の判決について、裁判に参加した関電は控訴する方向で国と協議する。判決が確定するまでは取り消しの効力はなく、現在定期検査中の大飯3、4号機は運転を再開・継続する方針だ。

(今井智文)

大飯3、4号機を巡る経過

- 2011年3月11日 東日本大震災、東京電力福島第1原発事故
- 3月11日 3～7月 関西電力大飯原発3、4号機が定期検査で順次停止
- 12年6月 周辺住民らが3、4号機の運転停止を求め大阪地裁に提訴
- 7月 3、4号機が暫定基準に基づき再稼働
- 13年7月 新規制基準施行。関電が3、4号機の審査を原子力規制委員会に申請
- 9月 3、4号機が定期検査で停止
- 14年5月 福井地裁が3、4号機の運転を差し止める判決
- 17年5月 3、4号機が規制委の審査に合格、原子炉設置変更許可取得
- 9月 大阪訴訟の原告が設置許可取り消し請求に訴えを変更
- 18年3月 3、4号機が再稼働
- 18年5月 差し止め訴訟で名古屋高裁金沢支部が住民敗訴の逆転判決
- 7月20日 3号機が定期検査で停止
- 11月3日 4号機が定期検査で停止
- 12月4日 大阪地裁が設置許可取り消し判決

再稼働シナリオに影

今後、住民側勝訴の判決が確定すれば、大飯原発の基準地震動(耐震設計の目安となる揺れ)の最大加速度を八五六としていた現在の設置許可が無効となる

り、運転できなくなる。最大加速度の想定を上げるなどして、改めて審査を受ける必要が出てくるが、大規模な安全対策が必要となれば採算面などから実現可能か不透明だ。

さらに関電が運転開始から四十年超の延長運転を目指す美浜原発3号機(美浜

町)は、大飯を上回る最大加速度九九三としており、地震想定が十分とされた今回の判決が確定すれば、美浜も地震想定を変更するなどの大きな影響が及ぶ。判決後の原告団の会見で小山英之共同代表は

「美浜は(震源の)断層がすぐ直下にあるから加速度が大きくなる」と問題点を指摘した。現在は美浜3号機と高浜原発1、2号機(高浜町)の再稼働に向けて、地元同意についての議論が進んで

おり、高浜町議会は先月二十五日に高浜1、2号機の再稼働に同意した。ただ今回の判決で原発の安全性審査の手法が否定されたことで、今後の議論に影響する可能性もある。

3.11以降の県内原発訴訟

差し止め判断は3回

二〇一一年三月の東日本大震災発生以降、いわゆる「3・11」から県内にある関西電力の原発を巡り、裁判所が住民側の求めた運転差し止めを認めた判断は、三回出されている。その時々で関電や自治体関係者に衝撃を与え、長期停止につながったケースもあった。

大飯原発3、4号機(おおい町)に関する訴訟では二〇一四年五月、福井地裁の樋口英明裁判長(当時)が地震対策に構造的な欠陥があると、二基の運転を認めない判決を言い渡した。

しかし、関電が控訴し、一年八月に名古屋高裁金沢支部が一審福井地裁の判決を取り消した。今回の大阪地裁での訴訟判決と同様、控訴すれば判決の効果が生じなくなる。関電は控訴審の判決を待たずに、新規制基準に適合した3号機を一八年三月、4号機は同五月に再稼働させた。

高浜3、4号機(高浜町)に関しては、一五年四月に福井地裁の樋口裁判長が運転差し止めの仮処分を認めた。八九月後の十二

月、福井地裁の別の裁判長が関電の異議を認め、仮処分を取り消した。しかし、翌年三月に滋賀県の大津地裁が、再び運転差し止めの仮処分を決定した。関電は年明けから、新規制基準に合格して再稼働させていた二基を相次いで停止(3号機は稼働中、4号機はトラブルで停止中)させた。一七年三月に大阪

高裁で仮処分取り消しの決定が出るまで、二基とも一年余り停止することになった。(尾崎隆宏)